

障がい者福祉サービス

心や体に障がいのある人が、喜びや生きがいを持って暮らせるよう、さまざまなサービスを実施しています。

それぞれのサービスには、利用者負担があるものや、所得状況によって利用が制限される場合がありますので、相談してください。

在宅で受けるサービス

- **居宅介護（ホームヘルプ）**
自宅にホームヘルパーが訪問して、日常生活の手伝いをします。
- **訪問入浴サービス**
重度身体障がい者（児）の自宅



に、入浴車が訪問します。

- **移動支援事業**
買い物などで外出するとき、移動の支援を受けられます。
- **配食サービス**
1食当たり400円の自己負担で、食事の提供と安否確認を受けられます。

施設で受けるサービス

- **障害者施設への入所・通所**
家庭での生活が困難な障がい者が、施設に入所・通所して必要な訓練・指導を受けられます。
- **就労支援事業所などへの通所**
障がいがあり雇用されることや難しい人が、通所により必要な訓練を受けられます。

生活介護

- 通所での機能訓練、給食、入浴などの支援を受けられます。
- **児童発達支援**
就学前の児童が、日常生活の基本的な指導や、集団生活への適応訓練などを受けられます。
- **放課後等デイサービス**
就学している児童が、放課後や休日に生活能力向上の訓練、社会との交流を促進する場の提供などを受けられます。

日中一時支援事業

- 介護者がいない日中に、一時的な見守りや日常的な訓練などを受けられます。
- **地域活動支援センターへの通所**
作業をしながらの指導・訓練・相談を受けられます。

練・相談を受けられます。

助成サービス

- **医療費の助成**
心身障がい者（児）の医療費の自己負担額が助成されます。
- **難病療養者医療費の助成**
指定難病療養者、小児慢性特定疾病療養者、特定疾患療養者の医療費の自己負担額が助成されます。
- **指定難病療養者・小児慢性特定疾病療養者・特定疾患療養者**
月額／14,000円まで（入院）、2,000円まで（通院）
〈重症認定者への加算〉
月額／2,000円
- **福祉タクシー利用券の交付**
福祉タクシーを利用する際の費用を助成する利用券が交付されます。交付枚数には、1か月当たりの上限があります。
- **補装具費の支給**
補聴器、車いす、装具、義足などを購入・修理する場合に、費用の一部が助成されます。
※事前に申請が必要です。

生活保障

- **特別障害者手当**
常に特別の介護を必要とする20歳以上の在宅の重度障がい者

に支給されます。

月額／28,840円

特別児童扶養手当

20歳未満で在宅の重度障がい児を養育している人に支給されます。

月額／55,350円（1級）、

36,860円（2級）

障害児福祉手当

常に介護を必要とする在宅の重度障がい児に支給されます。

月額／15,690円

ねたきり身体障害者及び重度知的障害者介護手当

在宅の寝たきり身体障がい者、重度知的障がい者を介護している人に支給されます。

※特別障害者手当などを受給している場合は対象外。

月額／8,650円

心身障害者扶養年金制度

心身障がい者を扶養している人で、千葉県の心身障害者扶養年金に加入し、月々一定の掛け金を納付していた人が亡くなったときに、残された心身障がい者に終身一定額の年金が給付されます。

申し込み・問い合わせ先

社会福祉課障害福祉班

☎ 62・5351